

全国高校囲碁選手権大会（全国大会ならびに各都道府県大会）への
参加資格に関する規則および運用の変更について

標記の大会の、「各都道府県大会における、全国大会代表選抜戦」への参加資格に関する規則および運用を、令和5年4月1日より、以下のとおり改訂する。なお、各都道府県大会における段級位認定戦および初心者大会については、この限りではない。

(1) 高等学校（中等教育学校後期課程，特別支援学校など相当する学校，ならびに高等専門学校の3年生以下）の、「①全日制課程」「②定時制課程」「③通信制課程(ただし，広域通信制(注1)を除く)」「④広域通信制課程」に在籍する生徒のうち，以下の課程に在籍する者のみが，(3)に定める大会への参加資格をもつ。

ア 団体戦については，「①全日制課程」および「②定時制課程」に在籍する同一校の生徒。なお，同一校の全日制課程と定時制課程の生徒を混成させてチームを編成することは，さしつかえない。

イ 個人戦については，「①全日制課程」「②定時制課程」「③通信制課程(ただし，広域通信制を除く)」「④広域通信制課程」に在籍する生徒。

ただし上記にかかわらず，以下の(a)または(b)にあてはまる生徒は，参加資格をもたない。

(a) その年度中に20歳，またはそれ以上になる者

(b) その年度，またはその1つ前の年度に，日本棋院または関西棋院の，院生または棋士の経験のある者

(2) 参加できる都道府県大会は，次の通りとする。それ以外の都道府県大会には参加できない。

ア 「①全日制課程」「②定時制課程」「③通信制課程(ただし，広域通信制を除く)」に在籍する生徒は，その学校の本部の所在地の都道府県大会

イ 「④広域通信制課程」に在籍する生徒は，その生徒の住所(注2)の都道府県大会。ただし，「一家転住等やむを得ない事情があり，かつ全国高等学校囲碁連盟会長が許可した場合」を除き，その生徒は高校在籍期間を通して（他の高校の広域通信制課程に転校した場合も含む），一度参加した都道府県の大会とは別の都道府県の大会に参加することはできない。

(注1) 「④広域通信制課程」とは，3以上の都道府県において生徒募集を行う通信制課程を指す。例として，N高校〔沖縄県〕，S高校〔茨城県〕，日本航空高校〔山梨県〕などがある。〔 〕は本部所在地。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/125/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/08/05/1374601_6.pdf

なお令和2年(2020年)4月1日現在の，広域通信制課程をもつ高校のリストは以下の通り。

https://www.mext.go.jp/content/20200624-mxt_koukou02-000008185_12.pdf

(注2) 該当する選手の住所の確認は，各都道府県大会の事務局の責任で，本人の生徒証を確認するなどの方法で確実に行うものとする。

以上

(付記) 上記にかかわらず，「全国高校総合文化祭囲碁部門」への参加者は各都道府県高文連の規定に従って選出されるため，広域通信制課程に在籍する高校生Aさんが，「全国高校総合文化祭囲碁部門」にはX県代表として，「全国高校囲碁選手権大会全国大会」にはY県代表として参加する，といったことはありえます。